

解体したい

助成制度 老朽空き家除却補助金

防災、衛生、景観等に悪影響であり、周辺に危機を及ぼす可能性のある空き家を除却する方に対し、除却工事費用の一部を補助します。予算が無くなり次第受付を終了します。
○対象物件：個人所有で1年以上居住・使用をしていない老朽空き家（その他条件あり）
※各条件等については、下記問合せ先もしくは市HPでご確認ください。

なお、本制度の利用に際し、国の基準に基づき市職員による老朽空き家（不良住宅）判定を行います。建物内外の確認や撮影を行いますのでご承知おください。

《補助金の額及び限度額》

補助金の額	補助金限度額	
	基準額	加算額
除却工事費用の1/2以内	20万円	市内業者施工 5万円

■ 問合せ先 ■ 東松山市 環境産業部 環境政策課
TEL：0493-63-5006（直通）／ FAX：0493-23-7700
東松山市HP [老朽空き家](#) [東松山市](#) [検索](#)



解体工事業者情報

解体工事業者登録業者 埼玉県HP [解体工事業者の登録](#) [埼玉県](#) [検索](#)

適正管理・空き家予防したい

○空き家を放置しておくと… 様々な問題が発生します

建物の管理が不適切で外壁の脱落や屋根瓦の落下等により他者に損害を与えたときは、所有者が責任を問われる場合があります。

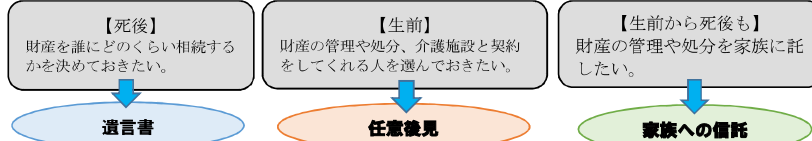
また、草木の越境等により周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理を行いましょ。



各団体の相談窓口・情報掲載先

(公財) 日本賃貸住宅管理協会 埼玉県支部	048-615-3838
空き家の持ち主応援隊（空き家管理サービス） 埼玉県HP 空き家の持ち主応援隊 検索	

○空き家予防のために 今、考えましょ！！



これらを組み合わせるなど、家族や財産の状況により、様々な方法があります。
★埼玉司法書士会、埼玉弁護士会(P.2)等に相談窓口を開設しています。



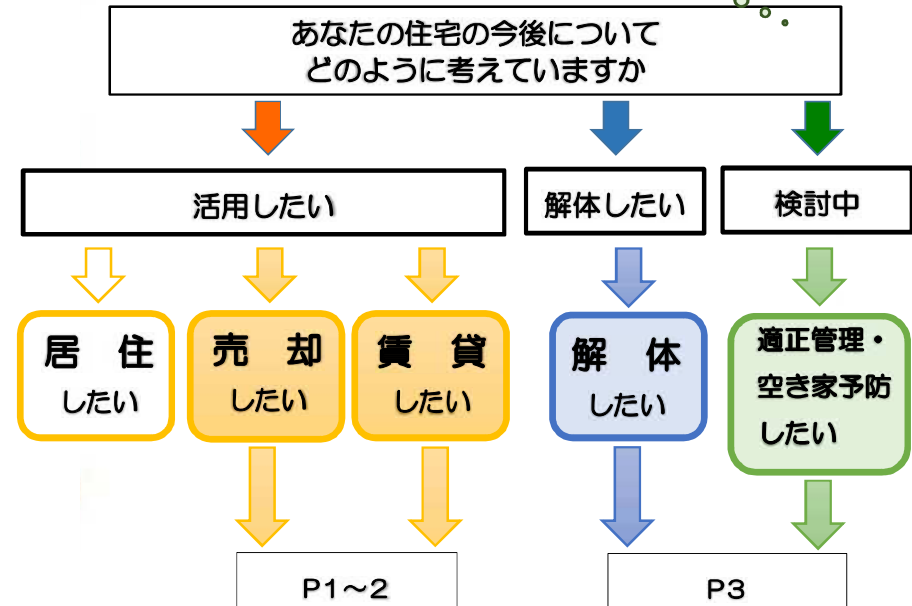
住宅をお持ちのみなさまへ ～空き家になったときのことを 考えておきましょう～

相続等により住宅の所有者となり、管理や活用方法について悩まれている方が増えています。

こちらのリーフレットに空き家を含めた住宅に対する市の支援・補助制度や各種相談窓口等をまとめましたのでご活用ください。

また、現在使用している住宅が今後空き家になる可能性や相続等を踏まえて考えてみてはいかがでしょうか。

空き家になったら？



東松山市

(令和4年12月)



売却したい・賃貸したい

支援制度

空き家バンク制度

登録無料

◇空き家バンクとは、空き家の売却・賃貸を希望する方に空き家情報を登録してもらい、市がホームページ等で情報を公開することで、空き家の購入・賃借を希望する方とのマッチングを支援する制度です。



※媒介に係る費用が発生した場合は、直接、宅地建物取引業者にお支払いください。
市は「交渉」や「契約」に直接関与しません。

■ 問合せ先 ■ 東松山市 都市計画部 住宅建築課
TEL : 0493-21-1464 (直通) / FAX : 0493-24-8857
東松山市HP [空き家バンク](#) [東松山市](#) [検索](#)

市の無料相談窓口

担当課電話番号 ※事前の予約が必要です。

人権市民相談課 0493-21-1414 (直通)

課 税 課 0493-21-1438 (直通)

相談窓口	相談内容	日時 (原則)	担当課
司法書士相談	登記、相続、遺言、成年後見などについて	奇数月 第3金曜日 午前10時～午後3時	人権市民相談課
行政書士相談	相続、遺言などについて	偶数月 第3木曜日 午後1時10分～午後4時40分	人権市民相談課
不動産相談 (宅地建物取引士)	不動産の購入、アパート等の賃貸借契約、借家の明け渡しなどについて	毎月 第1水曜日 午前10時～正午	人権市民相談課
不動産相談 (不動産鑑定士)	売買、賃貸借、相続等に際しての不動産価格・賃料の算定などについて	毎月 第2水曜日 午前10時～正午	人権市民相談課
税務相談 (税理士)	国税、地方税について	毎月 (2~4月は除く) 第2火曜日 午前10時～正午	課 税 課

補助制度

移住促進空き家利活用補助金

◇「市外から転入する方 (空き家利用者)」や「市外から転入する方に空き家を提供する方 (空き家所有者)」に対し、購入及びリフォーム工事費用の一部を補助します。

補助対象者：市外から市内に転入して5年以上居住する意思がある方
又は、その方に売却又は賃貸する方

対象物件：空き家バンクに登録した物件で昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすもの

これから耐震改修工事を行い、耐震基準を満たす場合も該当します。その際は、「東松山市快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度」も活用できます。
※木造2階建て以下のもの

《補助金の額及び限度額》

補助対象事業	補助対象者	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
購入	空き家利用者	購入費用の1/2以内	25万円	(1) 子育て世帯 5万円
				(2) 三世帯同居・近居 5万円
リフォーム	空き家利用者	リフォーム工事費用の1/2以内	20万円	(1) 子育て世帯 5万円
				(2) 三世帯同居・近居 5万円
リフォーム	空き家所有者	リフォーム工事費用の1/2以内	20万円	(3) 市内事業所勤務者 5万円
				(4) 市内業者施工 5万円
				(1) 市内業者施工 5万円

■ 問合せ先 ■ 東松山市 都市計画部 住宅建築課
TEL : 0493-21-1464 (直通) / FAX : 0493-24-8857
東松山市HP [空き家利活](#) [東松山市](#) [検索](#)

不動産に関するルールが変わります 令和5年4月から段階的に施行されます

- 相続土地国庫帰属制度の創設 (令和5年4月27日施行)
- 相続登記の申請の義務化 (令和6年4月1日施行) など
法務省パンフレット <https://www.moi.go.jp/content/001381141.pdf>

各団体の相談窓口・相談会

	団体名	相談窓口	電話番号
売却・賃貸	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会		048-811-1818
	(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部		048-866-5225
リフォーム	(一社) 埼玉建築士会	建築無料相談会 (予約制・偶数月第1金曜午後)	048-861-8221
	(一社) 埼玉建築設計監理協会		048-861-2304
登記・相続	(一社) 埼玉建築士会	無料住宅相談 (予約不要) (原則 毎月第1水曜日 午前10時~正午) 東松山市役所分室2階	
	(一社) 埼玉県建築士事務所協会		
	埼玉土地家屋調査士会 (登記)		048-862-3173
	埼玉弁護士会 (相続)		048-863-5255
総合	埼玉司法書士会 (登記・相続)	司法書士総合相談センター (予約制)	048-838-7472
	埼玉司法書士会	無料電話相談 (毎週金曜午後1時~4時)	048-838-1889
総合	埼玉司法書士会	空き家トラブル110番 (第1・3金曜日 18:00~20:00)	048-838-1889